公益財団法人秋田県スポーツ協会 秋田県スポーツ賞表彰内規

秋田県スポーツ表彰規程第９条により、次の内規を定める。

１　授与基準については、別表のとおりとする。

２　推薦の手続き等については、次によるものとする。

（１）　受賞候補の推薦は、各所属団体長が、推薦書（別紙様式）により、所定の期日までに提出しなければならない。

（２）　二次推薦の締切は、原則として、冬季国スポ最終日の翌日とする。

（３）　次の各賞の推薦にあたっては、次の資料を添付すること。

①国際優秀賞、国際奨励賞　－　大会要項・公式競技結果一覧
②栄　光　賞　－　大会要項・公式競技結果一覧
③奨　励　賞　－　大会要項・プログラム・公式競技結果一覧
④栄誉賞、生涯スポーツ賞　－　競技団体長又は市町村長等による同類の賞歴を示すもの（表彰状写し。）

（４）　功労賞・栄誉賞については、すでに受賞した者が本賞のどちらも重ねて受賞することはできない。

（５）　国際優秀賞・国際奨励賞・優秀指導者賞・栄光賞・奨励賞については、すでに受賞した者が重ねて受賞することを妨げない。

（６）　栄光賞及び奨励賞の個人は、団体（チーム）の一員を個人として推薦することはできない。

（７）　生涯スポーツ賞の推薦は、１個人１団体までとする。
また、すでに受賞した個人は本賞を重ねて受賞することはできない。なお、団体についてはメンバーが変わった場合は、この限りではない。

（８）　生徒の推薦にあたり、学校長が副申書を添付する際は、学校体育団体及び加盟競技団体と協議すること。

附　則　　この内規は、平成２５年９月３日から施行する。
附　則　　この内規は、平成３０年４月１日から施行する。
附　則　　この内規は、令和２年９月１日から施行する。
附　則　　この内規は、令和３年４月１日から施行する。
附　則　　この内規は、令和３年１０月１日から施行する。
附　則　　この内規は、令和４年３月９日から施行する。
附　則　　この内規は、令和４年９月１日から施行する。
附　則　　この内規は、令和５年３月１３日から施行する。
附　則　　この内規は、令和６年３月８日から施行する。
附　則　　この内規は、令和７年９月３日から施行する。
附　則　　この内規は、令和８年９月３日から施行する。